

犯罪収益移転防止法施行規則の改正(概要)

1. 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例

現行

取引時確認が必要となる
現金送金

10万円超

被害の甚大さから、寄附金の振込を円滑に行う必要性

改正後

取引時確認が必要となる
現金送金

10万円超

○今回の地震に係る寄附
○送金先が寄附専用口座

200万円超

2. 被災者の本人特定事項の確認方法の特例

現行

本人確認書類の提示

本人確認書類の写しの送付

等

今回の地震の被災者
本人確認書類を喪失

改正後

本人確認書類の提示

本人確認書類の写しの送付

等

顧客の申告・
事後に本人確認書類